

## 安城市原爆パネル等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市が所有する原爆パネル及び原爆組写真（以下「原爆パネル等」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 原爆パネル等の使用料は、無料とする。

(対象者)

第3条 原爆パネル等の貸出しの対象者（以下、「貸出対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益的事業を行う市民団体
- (2) 市内の小学校及び中学校
- (3) 市内の高等学校
- (4) その他市長が適当と認める団体

(貸出対象事業)

第4条 原爆パネル等の貸出しの対象となる事業（以下「貸出対象事業」という。）は、貸出対象者の行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 安城市又は安城市教育委員会が後援し、又は協賛する事業
- (2) 市内で行う児童又は生徒の学習
- (3) その他市長が適当と認める事業

(貸出期間)

第5条 原爆パネル等の貸出期間は、貸出日から起算して原則として15日以内とする。

(借用申請等)

第6条 原爆パネル等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原爆パネル等貸出申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、貸出日の3日前までにしなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、原爆パネル等貸出許可書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

（許可の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による許可を取り消すことができる。

（1）緊急かつやむを得ない理由により、市長が原爆パネル等を公用又は公共用に使用する必要が生じたとき。

（2）前条第3項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次条の規定に違反したとき。

2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、速やかに原爆パネル等を返却しなければならない。

（目的以外の使用等の禁止）

第8条 使用者は、許可を受けた使用目的以外の目的で原爆パネル等を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）原爆パネル等の借受け及び返却は、市長の指定した時間及び場所において行うこと。

（2）原爆パネル等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに原爆パネル等損傷等報告書（様式第3）により市長に報告すること。

（損害賠償）

第10条 使用者は、原爆パネル等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 6 条関係)

原爆パネル等貸出申請書

年 月 日

安城市長

申請者 団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

安城市原爆パネル等貸出要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

貸出物品	原爆パネル	組
	原爆組写真	組
貸出期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )	
使用予定日	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )	
使用場所		
使用事業名		
使用目的	(該当する項目に○をつけ、必要事項を記入してください。) 1 安城市又は安城市教育委員会が後援し、又は協賛する事業 2 市内で行う児童又は生徒の学習 3 その他 ( )	
担当者名・連絡先		電話

(注意) 原爆パネル等の数量に限りがあるため、ご希望どおり貸出しすることができない場合があります。

様式第 2 (第 6 条関係)

原爆パネル等貸出許可書

年 月 日

様

安城市長

安城市原爆パネル等貸出要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり許可します。

貸出物品	原爆パネル	組
	原爆組写真	組
貸出期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )	
使用予定日	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )	
使用場所		
使用事業名		
使用目的	1 安城市又は安城市教育委員会が後援し、又は協賛する事業 2 市内で行う児童又は生徒の学習 3 その他 ( )	
担当者名・連絡先		電話

(注意) 1 安城市原爆パネル等貸出要綱第 7 条の規定により許可を取り消すことがあります。

2 原爆パネル等の使用に当たっては、安城市原爆パネル等貸出要綱第 9 条の規定を遵守してください。

様式第3（第9条関係）

原爆パネル等損傷等報告書

年 月 日

安城市長

使用者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

貸出しを受けた原爆パネル等を損傷又は滅失しましたので、安城市原爆パネル等貸出要綱第9条第1項第2号の規定により報告します。

損傷又は滅失した貸出物品	原爆パネル	枚のうち 枚を（ <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 滅失）
	原爆組写真	枚のうち 枚を（ <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 滅失）
損傷又は滅失の日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分	
損傷又は滅失の場所		
使用の状況 （具体的に）		
損傷又は滅失の状況 （具体的に）		